

茨城の教育

コンプライアンス研修や動画視聴で解決できるの?

不祥事の多発、過去最高

1月26日の茨城新聞報道によるところ、25日に県教育委員会はわいせつ行為をした公立中の男性講師を懲戒免職処分に、生徒に対する不適切な指導（暴力行為）をした公立中の男性教諭を戒告処分にしたことなどを発表しました。

県教育委員会によると、今回分を含め本年度の教職員の懲戒処分は24人で、過去10年間で最多を更新しているそうです。

不祥事の多発に対しては、県教育委員会は、各学校にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を行ってきました。また、教育長からの「不祥事根絶の文章」を配布したり、講師の教員を対象にした研修会を開催したり、今年になってからは教育長の動画を視聴する指示も出しています。

しかし、不祥事は根絶するどころか、新聞報道にあるように

過去10年間で最多を更新しています。

こうした実態を踏まえれば、コンプライアンス研修や動画視聴では、残念ながら不祥事は解決できないということではないでしょうか。

不祥事の背景を考察する必要がある

ふつうに働いている教職員に研修をする前に不祥事を起こした教職員はどのような働き方をしていたのか、職場の人間関係に問題はなかったか等の調査をすべきです。

具体的には長時間労働をしていなかったか、教育活動にゆとりはあったのか、職場で孤立していなかったか、悩み事を聞いてくれて支援してくれる管理職や同僚はいたのか等を丁寧に調べるべきです。

そして、問題があったならば

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075
Fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

学校が組織として長時間労働や職場の人間関係の改善のための取り組みを進めるべきです。

普通に働く教職員を信頼

この文章を書いている筆者が担任をしていたとき、欠席が多いことを怒りながら朝のSRで注意したことがあります。

ある生徒から「僕たちは欠席していないからここにいるんです。先生が注意すべきは出席をしている僕たちではなく、今ここにいない生徒です。僕たちを怒るのはやめてください。」と言われました。筆者はなるほどと思い黙りました。

忙しい時間を割いて、コンプライアンス研修を受けたり、動画を視聴している教職員も筆者が担任した昔の生徒と似ています。また、強制させられている意識の中には「どうせおまえも不祥事を起こす危険性が高い。不祥事を起こしたら処分するぞ」と言われているようにしか考えられなくなっています。不祥事根絶は、普通に働く教員を信頼することから始めるべきです。

「県立高等学校改革プランの基本プラン(案)が公表された

茨城県教育委員会は、2018年12月の高校審議会の答申を受けて、2019年1月10日に「県立高等学校改革プランの基本プラン(案)」をネット上に公開しました。

今回の改革プランは2020年度から2026年度の7年間の計画で、Ⅰ期（2020年度～2023年度）とⅡ期（2024年度～2026年度）に分けて策定することになります。

教育委員会は2月8日までの期間、「基本プラン(案)」に対するパブリックコメントを募集しています。

「基本プラン」策定後に「実施プラン」が策定されます。以下は、「基本プラン(案)」についての組合

の意見です。

適正規模・適正配置について

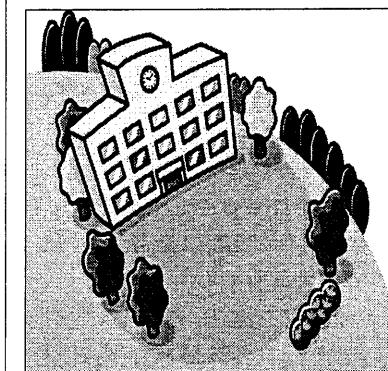
適正規模について、中学校ごとの卒業者の減少に差があることや高等学校が置かれている状況が地域によって大きく異なることを理由に、全県一律で適用する基準を設けないという点はこれまでと違っていて的確な優れた判断になっています。

これまでの高校再編計画の具體化の中で、「市町村に県立高校が1校のみになってしまった地域が増加している」ことを問題にしていることも的確な判断です。

こうした判断を前提にして、「地域の中の学校」として、地域の人財を地域で育てるという方針も的確な判断です。

適正規模の基本的な考え方で、「地域振興の核として高等学校の機能強化が必要」、「生徒減少に対して原則として募集学級数の調整により対応する」としていることも的確な判断です。

クラス数が基準に満たないことを理由に、高校再編で廃校を増やしてしまったこれまで



のやり方を大幅に変えていく必要があります。

しかし、今回の「基本プラン」(案)では、「中学校卒業者数や今後の志願・入学実績等の推移、地域の実情等を勘案しながら、さらなる調整を検討していく」となっていて、学級削減の基準のようなものが明確ではありません。

学習や部活などの生徒の主体的な活動を保障して、高等学校を地域に残していくことを考えた場合、学年のクラス数が7クラスや8クラスの学校のクラス数を削減していく必要があります。

また、学級編成について「1学級40人を標準とします」となっていますが、過疎地域や入学希望者の少ない高校においては35入学級や30入学級で生徒募集することを真剣に考えていく必要があります。

他県では、山梨県や福井県等において、35入学級などで生徒募集を始めている県もあり、茨城県もこうした取り組みに踏み出す必要があります。

今回の「基本プラン」(案)では、生徒の状況について「特別な支援が必要な生徒や日本語を母語としない外国人生徒も増えている」「特別な支援が必要な生徒や日本語の習得が十分で

ない生徒への支援体制を整える必要がある」と記述しているので、こうした生徒への指導を充実させていくためにもそのような生徒が多く在籍している高校は「1学級40人」ではなく、35人や30人にしていく必要があります。

特に、出入国管理法の改定案が国会で成立したことを踏まえれば、2019年4月以降これまでにないスピードで日本語を母語としない生徒たちが増加するはずです。

日本語を母語としない外国人生徒への指導を充実していく上では、「1クラス40人」では指導が充実しないのは目に見えています。

適正配置については、全県1学区に変更した後も5つの旧通常区域を基本としてきましたが、今後は12のエリア区分にするとしています。

12のエリア内で地域の実情等を踏まえて、複数の高校で検討を行うとしたことは的確な判断ですが、不可解なのは⑧エリアが「江戸崎総合高校」1校しかないことです。

1校では、エリア内の高校間の検討が出来ないを考えれば、エリア数を1つ減らしても江戸崎総合を別のエリアに移す必要があります。

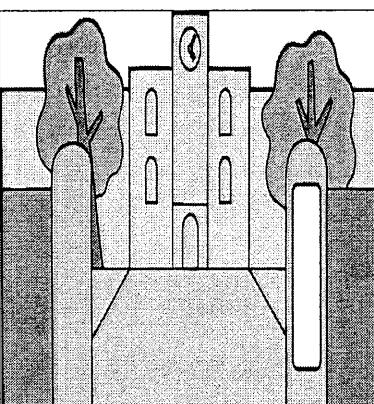
また、エリア内の検討のイメージが具体的でない面もあるので、今後出される「基本プラン」や「実施プラン」で具体化していく必要があります。

魅力ある学校・学科のあり方

「基本プラン」(案)の「魅力ある学校・学科」についての記述は、「適正規模・適正配置」に比べると非常にトーンダウンしたものになっています。

「起業家精神」というような今はやりの言葉を使っていますが、2000年代に入ってからの新自由主義の経済理論や政治理念が20年たってあまり有効でなくなっていることを踏まえておらず、「地域に根ざした高校づくり」に合致していません。

地域作りや地域経済の発展に寄与する学習の基礎・基本を充実させるためにも、高校の多様化ではなく、学習内容の充実や



部活動や社会活動の充実などを推進していく必要があります。

特に、「プログラミング教育」「儲かる農業経営」「インターナシップ」「デュアルシステム」「AI、IoTへの対応」等の言葉が沢山使われていますが、具体的に何を意味するのかの説明がないため、非常にわかりにくくなっています。

1990年代以降、高校にパソコンやインターネットがあまりものとして入って来ていますが、生徒への指導においては文章を読んだり書いたり、自力で計算して新たな課題を見つけていく基礎力が非常に重要であることが確認されているはずです。

タブレットを授業に導入しても、辞書を引いたり、自分で図書館に行って調べる学習をしていない生徒にとって新たな機械の導入はほとんど意味がないのではないでしょうか。

「基本プラン」(案)では、「科学教育ではSSE指定校、国際教育ではSGH指定校における取り組みをどうして、科学技術（グローバル教育）を支える人材の育成を図っています」とあって、今後の方向性も同じようなことが書かれています。

科学教育や国際教育は全ての高校生にとって重要な教育であることを踏まえれば、一部の進

学校の課題にしないで、全ての学校でどのように進めていくのかの方向性を明らかにすべきです。

一方で、支援を必要とする生徒や日本語を母語としない外国人生徒への指導について具体的な方向性が「基本プラン」(案)では、具体的に示されていません。

高校における通級指導の現状や今後の方向性についても「基本プラン」の中で、具体化していく必要があります。

繰り返しになりますが、出入国管理法改定成立を踏まえて、外国人生徒の指導は食事や生活習慣など文化的な違いを踏まえた質の充実した指導や学校づくりをどのように進めるかをそれぞれ項目にして方向性を明らかにすべきです。

そのためにも外国人生徒が多数在籍している高校や定時制高校での現状や課題についてもきちんと基本プランの中でまとめ、多くの教職員や県民の理解を深める必要があります。

組合の主張

- ①1クラス40人ではなく、35人・30人で
- ②学級削減は7、8学級の学校から始める。
- ③多様化ではなく、基礎基本の充実を。